

一般質問発言通告書

平成 29 年 11 月 20 日
午後 時 分受付
(通告書 枚)No. 1

下記のとおり、発言しますから通告します。

平成 29 年 11 月 20 日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 北口ひとみ 印

質問事項	要 旨	答弁者
1. 中心市街地のまちづくりについて	<p>平成 29 年 6 月議会でも一般質問しましたが、百貨店跡地のその後の状況や周辺の再構築について、これまでにどのような検討や取組が行われてきているか、以下について確認します。</p> <p>(1) 中心市街地のまちづくりに関する検討状況と取組 (2) 百貨店跡地について現状 (3) 今後について市の見解</p>	市長 担当部長
2. 水守地区のソーラーシェアリングについて	<p>再申請手続きの提出期限が来年 3 月と迫ってきています。</p> <p>平成 29 年 6 月議会でも一般質問しましたが、要件を満たしていない場合の対応について「一時転用期間の 3 年間は翌年の 2 月末までに許可権者に対し、農作物に係る状況を報告しなければならない」「農業委員会はその報告により、営農の適切な継続が確保されなくなった場合、または確保されないと見込まれると判断される場合には必要な措置を講ずるよう指導すること」など答弁がありました。</p> <p>そこで、6 月の一般質問以降の状況や今後の対応について以下を確認します。</p> <p>(1) 営農および売電等の事業状況 (2) 再申請手続き上、判断に必要な事項 (3) これまでに許可権者が提出した報告書 (4) 農業委員会が行ってきた指導 (5) 専門家への知見を得るための今後の予定 (6) つくば市独自ルール等についての必要性等に関する調査検討状況</p>	市長 担当部長

<p>3. 教育行政評価について</p>	<p>つくば市教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、毎年、実施した事業の取組状況について点検及び評価を行い公表しています。</p> <p>また、法の第26条第2項に「点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする」とあり、つくば市では、教育行政懇談会を設置し学識経験等を有する方々から、意見や提言をもらっています。</p> <p>今年度の教育行政懇談会を傍聴したおり、250近くの事業について現状把握のための質問なども必要で、午後半日での懇談会では、とても時間が足りないという印象でした。</p> <p>施策推進にとって重要な点検評価であると認識していますので、以下を確認します。</p> <p>(1) 教育行政懇談会の設置目的と委員選定の条件 (2) 教育行政懇談会の審議時間の設定理由 (3) 今後の改善はどう進めるか</p>	<p>教育長 担当部長</p>
----------------------	---	---------------------

一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めするため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。